

石巻市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定に基づき、監査の結果に関する報告を次のとおり公表します。

なお、柴山耕一監査委員は、同法第199条の2の規定に基づき除斥しました。

平成28年2月18日

石巻市監査委員 矢川 昌宏

石巻市監査委員 伊藤 啓二

- 1 監査対象団体 一般財団法人石巻地区勤労者福祉サービスセンター
- 2 監査対象範囲 平成26年度の出納その他の事務の執行
- 3 監査期間 平成27年11月18日から平成28年2月18日まで
- 4 監査場所 石巻市監査委員事務局及び現場
- 5 監査結果 平成26年度の出納その他の事務の執行について、提出された帳簿及び証拠書類に基づき事務処理状況を試査したところ、一部の事務処理について別紙のとおり指摘します。
なお、軽微な誤り等については、別途指導しました。

指 摘 事 項

本市が出えんしている一般財団法人石巻地区勤労者福祉サービスセンターの出納その他の事務の執行において、次のとおり不適正な事務処理が見受けられたので、同法人に対し適切な指導を行うよう求める。

対象部局 (対象団体)	不適正事項	
	項目	内容
産業部商工課 (一般財団法人石巻地区勤労者福祉サービスセンター)	決算諸表関係	財務諸表に対する注記について 財務諸表に対する注記に記載すべき項目のうち、「基本財産及び特定資産の財源等の内訳」の記載がなかった。
	会計経理関係	退職給付引当資産について 期末の退職給付引当金に対し、退職給付引当資産が過大に積み立てられていた。
	諸規程関係	特定資産に係る取扱要領の作成について 特定資産については①目的、②積立ての方法、③目的取崩の要件、④目的外取崩の要件、⑤運用方法、⑥その他を定めた取扱要領を作成することが望ましいところ、取扱要領が作成されていないものがあった。